

平成18年（ワ）第1107号 親権者変更申立却下審判に対する抗告事件

抗告人 父親X

相手方 母親Y

事件本人 A子

面接交渉に関する陳述書

大阪高等裁判所 第10民事部 御中

抗告人 父親X

1 原審判は、平成18年8月及び9月の面接交渉が円満に終了したと事実を認定しているが、必ずしもそうではないので、同面接交渉時の未成年者（以下A子という）の様子、及びそれ以降の面接交渉時の様子について陳述する。

2 8月〇日

8月〇日は、〇〇市内のプール・ABCDEへいった。午後5時に終了予定だったが、時間を過ぎても相手方がこないため、電話をかけようとする、A子が泣きそうな顔で「電話せんって」と言う。しかしそうもいかないのではなんとかなだめ、相手方に電話をすると少し遅れるとのこと。A子が、「おとうさんといっしょにごはん食べる」と言うので、となりの××食堂で待つと伝える。食事が終わり、相手方が来てもA子はなかなか食堂から出ようとしない。抗告人が「おとうさんもういかなきゃいけない…大丈夫か?」と言うと、淋しそうな表情をしながら、「これがあるから大丈夫よ」とおもちゃをふって見せた。食堂を出たのは7時過ぎごろであった。

いつの面接交渉のときもそうであったが、お昼を過ぎる頃からそわそわし始め、「まだ暗くならない?大丈夫?」としきりに時間を気にする様子が見られた。又、面接交渉時にいつも泣いたわけではないが（甲第19号証）、抗告人と離れることに対する不安は一貫して見られた。

3 9月××日

9月××日は〇〇〇牧場へ行った。牧場の急峻な山道でもA子がずっと抱っこをせがんでくるので、さすがに音を上げそうになり、「なんでそんなに抱っこして欲しいの?」と聞くと、「だってA子ちゃんおとうさんとくっつきたいもん」と言っていた。

5時に待ち合わせ場所に着くと、相手方は既に来ていたが、A子がどうしても隣の公園でシャボン玉がしたいと言うので相手方に了解を求め、しばし公園で遊ぶ。その後うどんが食べたいと言い出したので、相手方に交渉する。渋っていたが、なんとか了解したので、又、××食堂へ行く。食後、車まで歩いてい

く途中、A子は抗告人と相手方の間に立ち、2人と手をつないで「おとうさんおかあさんといっしょ」とうれしそうに言う。抗告人は胸が痛くなり泣きそうになったが、相手方は無表情で知らん顔をしている。このようなわが子の様子を見て平然としていられる相手方は理解できないと感じた。

別れ際、相手方の車に乗せると「おとうさん横座って」とせがむので、しばらくとなりに座ってやると落ち着いたようだった。この日は割りと機嫌よく別れることができた。

4 10月〇〇日

この日は相手方転居後であり、その近くにある〇〇の海の××館・××の森公園・〇〇公園へ行った。待ち合わせ場所に来るなり抱っこをせがんできたが、いつもよりきつくしがみついてくる。なにか不安を感じていることが伝わってきたので、「大丈夫、おとうさんA子ちゃんがどこへ連れて行かれても必ず来るからね」と言い聞かせると「うんうん」としがみついたままうなずいていた。

PM3:00頃、抗告人に電話がかかってきた。A子は驚いて「おとうさん電話でたらいかん」と言って抗告人の手を押さえに来た。番号表示で友人からのものとわかったので、「おとうさんの友達や」と言うと手を離れた。

PM5:00頃、待ち合わせ場所の〇××駐車場に着く。相手方は既に来ていたが、A子はそのまま引き渡されるのを嫌がり、ヘアバンドが欲しいと言い出す。抱っこして近くのローソンに行くがヘアバンドはなかった。代わりにホッチキスを買ってやる(××館のパンフレットで本を作るためのホッチキスが欲しいと言っていた)。なんとか落ち着いたようなので、相手方の車に乗せる。「おとうさん横座る」と言うので、いつものようにしばらく隣に座り、降りてから手を振って見送る。A子は見えなくなるまで車内から体を捻じ曲げてずっと手を振っていた。

5 11月××日

この日は1日中雨だった。特に行くところもなく、A子がお部屋の中で遊びたいというが、そういったところに心当たりがなかったので、おもちゃ屋でひとしきり遊んだあと、〇港付近に車を止めて後部で(車の後部はフルフラットになっていてふとんが敷いてある)一緒にお絵かきやパズルをして遊ぶ。絵の具がしたいしたい(いっしょにいた頃、抗告人の実家に来ると、いつも絵の具で絵を描いて遊んでいた)と言いながらくっついてきたので、頭をなでていると寝てしまった。しばらくして目が覚めると「絵の具いる！いる！」と激しく泣き出したので、抱っこして落ち着かせてから絵の具を探しに行く。スーパーマーケットで絵の具を見つけて買ってやるが、もう時間がない。A子がおそばを食べたいと言い出したので、店内でお絵かきさせてやることを思いつく。道中、「お店で絵の具しておかあさんに怒られんかな」と少しびくびくしているの

で「大丈夫、おとうさんが居るから」と励ましてやる。待ち合わせ場所の〇××へいくと相手方は既に来ていた。店内で食事させることを相手方に交渉する。食後、(相手方は何も注文しなかった) 持ち込んだ絵の具とスケッチブックをテーブルに広げ、遊ばせてやる。相手方が時間のことを言い出したので、切り上げることにする。PM6:30頃終了。いつものように車内で隣に座り、降りてから手を振って見送る。A子は見えなくなるまで車内から体を捻じ曲げてずっと手を振っていた。

審判決定後の面接交渉

6 12月〇日

この日はA子のリクエストで×××ランドへ行く。道中、以前からいつも古い服ばかり着ているのが気になっていたもので、尋ねてみると、自分の着たい服を着させてくれず、買ってやった服もすぐに人にあげられてしまったり、捨てられてしまうということであった。

×××ランドからの帰り、A子は車中で寝てしまった。PM5:22、相手方から時間に遅れると電話があり、A子が着信音で目を覚ます。目覚めると同時に激しく泣き始める。泣き方が激しいので車を止め、「どうした?大丈夫か」と頭を撫でてやると、「おかあさんがおとうさんのおうちにはもうかえれんっていった」と泣きながら話す。これはいけないと思った抗告人は、「A子ちゃんよく聞いて、裁判は3回できるんや。1回目…伊丹の裁判所は駄目だった。でも2回目、次は大阪の裁判所に言ってあるからあきらめないで、今度こそ裁判所のおじちゃんにA子ちゃんに会って気持ちを聞いてもらえるように頑張るから、おとうさん絶対挫けないから、A子ちゃんも挫けないで。」と励ましてやる。A子は、泣きながら「うんうん」とうなずいていた。しばらく泣いていたが少しずつ落ち着いてきたので、話題を欲しがっていたブーツのことに変えると明るくなってきた。

〇××でいっしょにごはんを食べようということになったので、A子に「おかあさんはいつも無理にごはん食べさせるんか?」と聞く。—以下会話「えんそくでね、(〇〇〇動物園にいったらしい) おかあさんがいっばいつめこみすぎでおなかいたくなっちゃった」「それはいかんね、おなかいたくなるまで無理に食べさせるの?」「うん」「食べ過ぎは体に悪いからおなかいっぱいになったら、もういりませんていわなあかんよ」「いってもだめなの」「う～ん…じゃおとうさん、それも裁判所に言うから。無理やり食べさせないように言って貰うよ」「うん」「おとうさんとごはん食べる時はおなかいっぱいになったらすぐ言ってね」「うん」「保育所でもいっばい食べてるの?」「保育所はね、へらしてくれるよ」会話終了— 現在A子には明らかな肥満がみられるが(甲第34号証)、その原

因が、相手方の‘偏食の改善、と称する無理な食事の押し付けにあることは疑いない事実である。保育所では、肥満に気を使って量を減らしてくれているようである。

待ち合わせ場所に着いたが、相手方がまだ来ていないので、〇××店内で2人で食事をする。A子が「おとうさん食べさせて」と言うのでおそばを食べさせてやる。しばらくして相手方が来た。

駐車場へ出てから、いつものように車内で隣に座り、降りてから手を振って見送る。PM7:00頃終了。

7 1月××日

この日は、相手方指定の待ち合わせ時間に若干遅れたため、〇〇〇〇センターに迎えに行く。相手方は××××××××××××，日曜に休日出勤していた。相手方は常に面接交渉の日程を勝手に指定して譲らないが、出勤・所用等の自己の都合によって、面接交渉の日程を決定しているのが明白になった。又、面接交渉日以外に出勤・所用等あった場合、ファミリーサポートを利用し、他人のところに転々預けられてきたであろうし、今後もそうであろうことは予想に難くない。

A子を引き取ってから、〇〇〇〇〇〇〇〇へ行って風呂に入り、××公園、××××，おもちゃ屋へ行き、待ち合わせ場所に到着。相手方が来ていないので、〇××店内に入り2人で食事する。食事中、相手方から電話がかかると、A子が「う～う～」と言いながら原告人の手を押さえに来た。手早く返答して電話を切る。相手方が来たので食事を終了し、店外へ出る。別れ際、相手方の車に乗せようとする、「抱っこして」と言うので抱っこしてやるとなかなか降りようとしなない。そのまま車に乗せると「送って」と言って隣に座ることをねだる。隣に座ると手をつないでくる。相手方が時間のことを言い出したので、そっと手を振りほどいて車を降りる。PM7:00前頃終了。

8 宿泊面接交渉に関して

昨年3月以来宿泊面接交渉はいまだに実施されていない。昨年8月に前後の事情から、当面控えるという相手方の要求を止む無く了承したが、それから相当期間が経過している。年末年始に帰してくれるように交渉したが、全く取り付く島がなかった。相手方はA子が自分のもとへ帰るのを拒絶することを恐れており、現在に至るも宿泊面接交渉は再開されていないのが事実である。

以上が平成19年1月末迄の面接交渉時の概要である。このような次第であるから熟考して戴きたく思います。

平成19年〇月〇日

原告人